○本県の入札制度概要（R6.4.1）

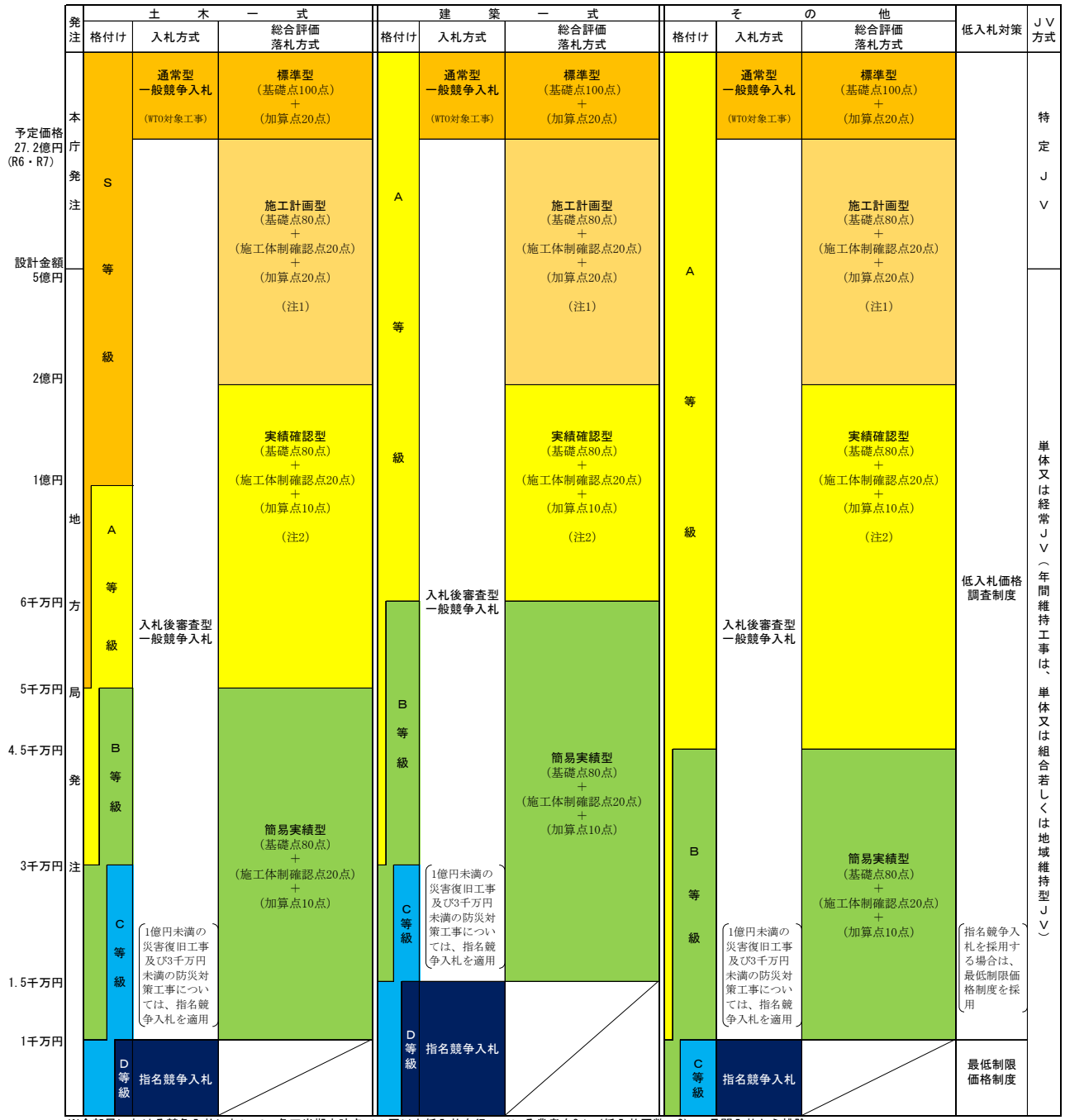

※全部局における競争入札において、各四半期末時点で２回以上低入札を行っている業者を3＋（低入札回数－2）ヶ月間入札から排除

（注1） 設計金額2億円以上であっても、①在来工法による建築耐震改修工事、②災害復旧工事、③技術的難易度が低く、簡易な施工計画を含む技術提案を評価することが適当でないと認められる工事については、実績確認型により実施する。なお、③については、行政経営課への事前協議を要する。

（注2） 設計金額1億円未満の災害復旧工事は、簡易型総合評価落札方式によらないことができる。